

熊谷市地域防災計画（案）に関する  
意見公募手続（パブリックコメント）  
主な意見と市の考え方

1 意見募集期間

平成 19 年 10 月 29 日（月）～平成 19 年 11 月 26 日（月）

2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数 1 名

意見等件数 12 件

3 意見の内容と市の考え方

以下のとおり

熊谷市地域防災計画（案）に対する意見と市の考え方

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P5 第1章 第2節 第1 自然条件	4 気象 年平均気温、降水量、平均風速等の他、月日時間等の雨量、積雪深の極値が記載されているが、被害想定は、最悪の状況での想定が適当であり、極値は、最極値のみの記載でよいと考える。 さらに、各月（過去数年の平均値）の表として「最高気温」「最低気温」「平均気温」「雨量計」「降雨日計」「平均風向」「最高風速」を記載することにより、今後の被害想定及び各種計画に活用できると考える。	ご意見をもとに修正しました。
P5 第1章 第2節 第2 社会条件	1 人口・世帯 年齢区分別人口の他に、「昼間、夜間人口（性別毎）」「流出人口」「流入人口」を記載し、今後の分析に活用する。	ご意見をもとに修正しました。
P9 第1章 第2節 第4 地震被害想定	埼玉県地震被害想定調査結果による最新データをもとに更新する。	平成19年11月20日に公表された埼玉県地震被害想定調査結果に基づき、想定を更新いたしました。
P9・P10 第1章 第2節 第4 地震被害想定 第5 災害危険箇所	第4 地震被害想定、第5 災害危険箇所の最終項として、それぞれ「調査研究」を追加し、神戸市地域防災計画等を参考とした地震発生の「季節条件」や「時間条件」を変えた各種被害想定による対策を、今後別途、分析する旨を記載する。	ご意見をもとに、第2章災害予防計画の「第10節 調査研究」に、想定条件を考慮した対策の検討を行う旨記述を加えました。
P12 第1章 第3節 第2 市 第3 県	両項とも本計画の根拠となる災害対策法の条文が記載されているが、当該条項は、地域防災計画作成の責務を唱っているものであり、本計画の当該条項にそぐわない。 第1章 第1節 第1 計画の目的の前文に記載すべき内容であるため、両条文を削除し、第1 概要の「1 災害予防」「2 災害応急対策」を第2に記載する。 これらは、県の業務等でもあるが、市民の側から見れば市を通じて行うため第3項への記載は不要と考える。第3は、「県」を「県関係機関」とする。	災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項では、地域防災計画の作成のほか、県は、法令に基づく実施、市町村及び指定地域公共機関等が処理する防災業務等の支援及びその総合調整を行うことが、市（町村）は、法令に基づく実施が規定されております。 したがって、このままとします。

熊谷市地域防災計画（案）に対する意見と市の考え方

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P25 第2章 第1節 第1 市の防災組織	1 市防災会議・市災害対策本部の本文を次のとおり改める。 防災会議及び災害対策本部の運営については、関係機関及び市各部等の相互連携、並びに各職員等への周知に努めるとともに、地域防災計画修正については、市や他市町村の災害対応事例に照らした点検・検証を行い、必要に応じて、関係条例・要綱等に反映させる。	ご意見をもとに修正しました。
P31 第2章 第3節 第1 建築物等	1 公共建築物等 「地震対策上の重要度を勘案し・・・」とあるが、現行耐震基準以前に建築された建物がどのようなものがあり、どのような優先順位で行われるか不明確。細部は、耐震改修促進計画によるのであれば、前文のみでよいのでは。	災害時における利用者の安全確保、また活動拠点としての機能確保の点からも、公共建築物等の耐震化を推進する必要があるため、このままとします。
P168 第5章 第1節 第2 市本部の開設・運営	2 組織 副本部長職の教育長が疑問、また、市民部長と危機管理監の関係が不明である。	熊谷市災害対策本部条例及び熊谷市災害対策本部に関する規程により定めた職制に基づくものであり、このままとします。
P172 第5章 第3節 第1 自衛隊災害派遣要請	1 災害派遣要請の依頼 市長の災害派遣要請依頼の災害派遣要請の手続き、提出（連絡）先を第2の地方公共団体等への応援要請の要請先と統一して「危機管理課（県対策本部設置以前は消防防災課）」に修正する。	埼玉県地域防災計画に基づくものであり、このままとします。
P174 第5章 第3節 第2 地方公共団体等への応援要請	1 応援要請のための判断基準 判断基準の目安として「震度6強以上・・・あるとき」は判断を鈍らせる要素と考え、また、他の3項目で判断可能なため県と判断基準を合わせて、削除してはどうか。	数値化することにより、迅速な判断ができると考えられるため、このままとします。
P175 第5章 第3節 第2 地方公共団体等への応援要請	1 応援要請のための判断基準 埼玉県への応援要請手続き上必要な事項の「消防庁長官への消防の応援の要請」の事項欄を埼玉県地域防災計画と統一する。	ご意見をもとに修正しました。
第5章 災害応急対策計画 全般	「災害応急対策計画」の部分は、より具体的に関連規則に記載してある事項（例えば指定、補助等の区分を示した災害時避難場所）も含めて記載し、また、チャート化し、誰が見ても同じように処置できる標準化が理想であるとする。	避難所等については、資料編において記載する予定です。 事務処理のチャート化については、本計画に基づく災害時各種対応マニュアルにて反映させていきます。